

公益財団法人宮城県市町村振興協会市町村災害支援金交付要綱

平成26年 4月 1日 要綱第 2号
改正 平成27年 4月 1日 要綱第 1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人宮城県市町村振興協会が市町村に交付する市町村災害支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支援金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等が発生した市町村に対し、その復旧対策の促進が図られるように支援金を交付することを目的とする。

(対象市町村)

第3条 風水害、火災、地震、その他（高潮、豪雪等）の災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に掲げる額を基準として、市町村ごとに積算するものとする。ただし、棟による被害状況を早期に把握することが困難である場合には、別に定めるところにより支援金の額を積算するものとする。

住家が全壊した棟数	支援金の額
30棟以上 ～ 40棟未満	30万円
40棟以上 ～ 50棟未満	40万円
50棟以上 ～ 60棟未満	50万円
60棟以上 ～ 80棟未満	60万円
80棟以上 ～ 100棟未満	80万円
100棟以上 ～ 150棟未満	100万円
150棟以上 ～ 200棟未満	150万円
200棟以上 ～ 300棟未満	200万円
300棟以上 ～	300万円

2 前号のほか、災害の実情により半壊棟数はその2分の1、床上浸水棟数はその3分の1の棟数をそれぞれ全壊棟数に加算することができるものとする。この場合、死者及び行方不明者がある場合には、その数を勘案のうえ、支援金の額を定めるものとする。

3 支援金の最高限度額は、1市町村につき300万円とする。

(大規模災害等の特例)

第5条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響度等を勘案し、別途対応するものとする。

(支援金の交付)

第6条 支援金は、原則として市町村に交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 災害基準（平成24年4月1日施行）は廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。